

月報 平成26年 3月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

1月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は前年同月比で、一般が6.1%増、パートは52.5%増で、全体では16.9%の増加となった。
- ・月間有効求職者数は853人で、前年同月比で3.1%の増加となった。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数は、前年同月比で、一般求人が42.2%増、パート求人は100%増となり、全体として59.2%の増加となった。
- ・新規求人（一般・パート全て）を産業別にみると、前年同月と比較して建設業が減少したものの、製造業、卸売・小売業、飲食店・宿泊業、医療・福祉業等で大幅な増加となった。
- ・月間有効求人数は743人で、前年同月比で40.7%の増加となった。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・有効求人倍率は、前年同月と比較して0.23ポイント高い0.87倍となった。なお、パートを除く一般の有効求人倍率は0.82倍、パートの有効求人倍率は0.99倍となっている。



厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況 平成26年1月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	201	28.0	16.9	
	うち男	101	48.5	29.5	
	うち女	98	10.1	4.3	
	年齢別	～44歳	108	42.1	10.2
		45～54歳	42	16.7	40.0
		55歳～	51	13.3	15.9
	月間有効求職者数	853	3.9	3.1	
	うち男	422	3.9	3.4	
	うち女	429	3.4	2.9	
	年齢別	～44歳	407	3.0	▲ 3.3
		45～54歳	189	5.0	▲ 1.6
55歳～		257	4.5	20.1	
求 人 関 係	新規求人数	304	17.4	59.2	
	主要産業別	建設業	44	▲ 38.9	▲ 8.3
		製造業	41	105.0	78.3
		卸売・小売業	34	466.7	161.5
		飲食店・宿泊業	65	182.6	441.7
		医療・福祉	44	▲ 40.5	37.5
月間有効求人数	704	0.0	33.3		
就 職 関 係	紹介件数	322	49.8	12.2	
	うち男	173	66.3	18.5	
	うち女	149	34.2	5.7	
	就職件数	68	▲ 19.0	1.5	
	うち男	32	▲ 15.8	▲ 11.1	
	うち女	36	▲ 21.7	16.1	

(パートを含む)

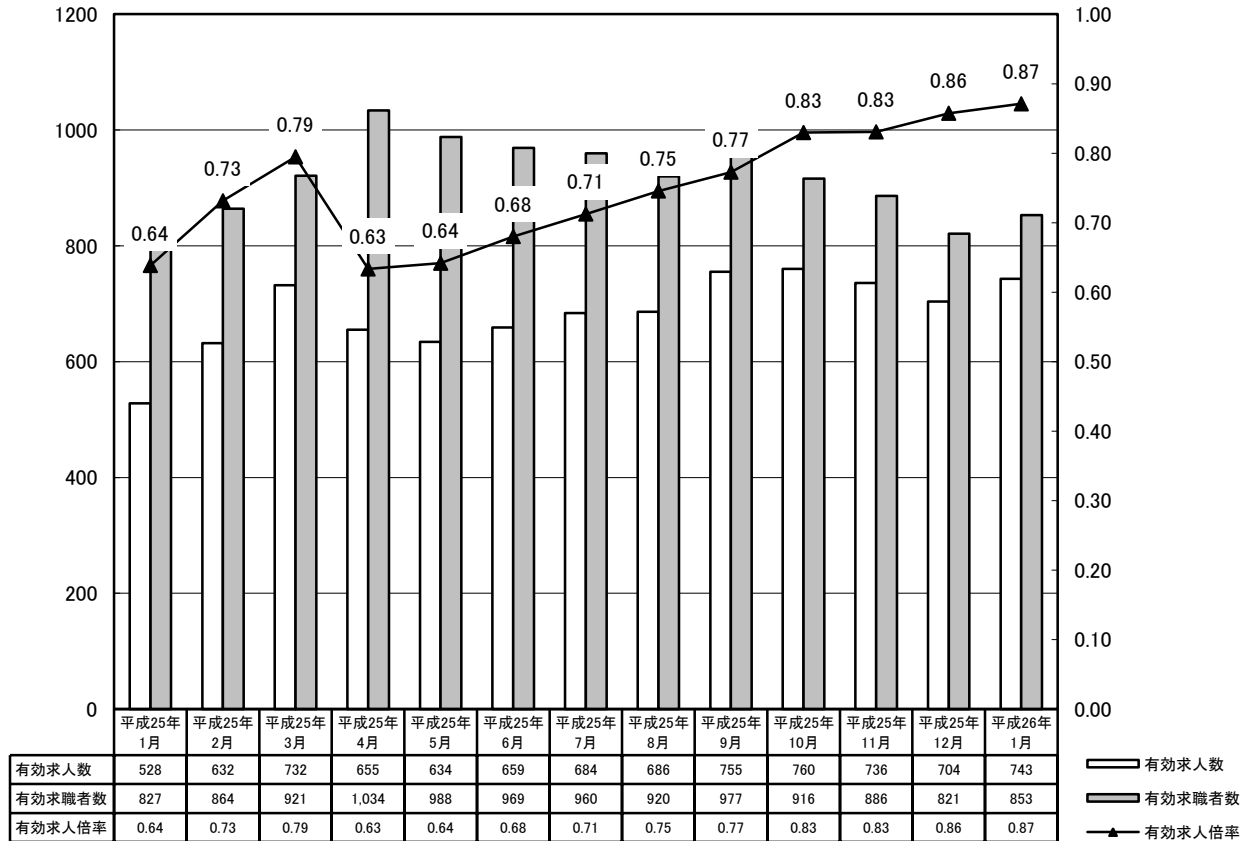
雇用保険取扱状況 平成26年1月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月末現在事業所数	777	780	778	
	資格取得者数	145	96	101	
	資格喪失者数	155	104	125	
	月末現在被保険者数	10,811	10,403	10,185	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	49	47	66
		受給者実人員	198	194	225
		支給金額(千円)	26,560	20,061	30,696
	高齢	受給者数	7	3	3
		支給金額(千円)	1,308	540	785
	特例	受給者数	10	29	15
		支給金額(千円)	1,543	5,075	2,546
	再就職 手当	支給人員	13	16	7
		支給金額(千円)	3,963	5,012	3,069

労働市場の動き（平成26年1月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



平成26年度雇用保険料率のお知らせ

平成26年度の雇用保険料率は、平成25年度と変わらず次のとおりです。

（平成26年度 雇用保険料率表）

事業の種類	①労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	②事業主負担	①+② 雇用保険料率		
			失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

お問い合わせ先：ハローワーク白石 雇用保険係 0224-25-3107

「トライアル雇用奨励金」が 大きく変わります!

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を、原則3か月間の試行雇用（トライアル雇用）することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

平成26年3月1日から、さらなる早期就職の実現や雇用機会の創出を図るため、次のとおり内容を大幅に拡充します。

主な変更内容

現行

ハローワークの紹介に限り支給対象。

ハローワークの 紹介要件の見直し

一定の要件を満たした民間の職業紹介事業者や大学等の紹介による場合も支給対象（※）とします。

※このために必要な同意制度の手続きは、各都道府県労働局において受付を行います。

現行

対象者は主にニート・フリーターや母子家庭の母等。

対象者の拡大

現行の対象者に加え、学卒未就職者や育児等でキャリアブランクのある方も対象とします。

詳細は、最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク